

令和8年度

第2回加賀市地域公共交通会議

第2回加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

議事録

日 時 令和8年6月24日（水）

午前10時～午前11時

場 所 加賀市市民会館 13 会議室

令和 8 年度
第 2 回加賀市地域公共交通会議
第 2 回加賀市地域公共交通活性化・再生協議会

日 時 令和 8 年 6 月 24 日（水）
午前 10 時～午前 11 時
場 所 加賀市市民会館 13 会議室

出席者
委員 15 名

要 旨

議事

- (1) 令和 7 年度協議会事業報告及び決算について【協議会】
- (2) 令和 8 年度協議会事業計画及び予算について【協議会】
- (3) 加賀市地域公共交通計画（地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統確保維持計画）の認定申請について【協議会】
- (4) 加賀市地域公共交通計画の変更について【協議会】
- (5) 加賀市生活交通改善事業計画の策定について【協議会】
- (6) キャンバスの料金体系の追加について【会議】

報告

事務局

定刻になりましたので、令和 8 年度第 2 回加賀市地域公共交通会議及び第 2 回加賀市地域公共交通活性化・再生協議会を開催いたします。

まず始めに、会議の成立報告を申し上げます。本日の会議の出欠状況につきましては、2 名の委員が欠席ですが、過半数を超える出席となっておりますので、加賀市地域公共交通会議設置要綱第 7 条第 3 項及び加賀市地域公共交通活性化・再生協議会規約第 7 条第 3 項に基づき、本日の会議は有効に成立していることをご報告いたします。それでは、本日の議事につきましては、中山会長に議長をお願いしたいと思います。中山会長、よろしくお願いいたします。

会長

中山です。オンラインで失礼いたします。

議事次第に従いまして、議事(1)「令和 7 年度協議会事業報告及び決算について」と議事(2)「令和 8 年度協議会事業計画及び予算について」は、内容が関連していますので、併せて協議したいと思います。事務局からご説明よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、議事(1) 令和 7 年度協議会事業報告及び決算について御説明させていただきます。

委員の皆様、お手元の資料の 1 ページをご覧ください。

令和 7 年度事業報告でございます。令和 7 年度の事業といたしましては、公共交通利用促進事業を実施いたしました。内容としましては、路線バスや乗合タクシーの運行経路やダイヤなどを掲載したパンフレット「加賀市公共交通ご利用ガイド」を作成し、4 月号の市の広報紙に折り込んで、市内の全世帯に配布した他、各公共施設や市内の高等学校、郵便局などにも広く配り、公共交通の利用促進を図ったものでございます。

続いて 2 ページをご覧ください。令和 7 年度歳入歳出決算についてでございます。

歳入につきましては、加賀市からの負担金が 83 万 6610 円、石川県補助金が 50 万円。国補助金が 653 万 9000 円、預金利子などの諸収入が 512 円、前年度からの繰越金が 7,539 円で、歳入合計は 788 万 3661 円となっております。

歳出につきましては、事業費として、公共交通パンフレットの作成に 133 万 6610 円。振込手数料など、その他経費に 2200 円、合計 133 万 8810 円を支出しております。

また、地域公共交通活性化・再生協議会負担金として 653 万 9000 円を支出しており、歳出合計は 787 万 7810 円となっております。

この結果、歳入から歳出を差し引いた残額は 5851 円となり、こちらは令和 8 年度へ繰り越すこといたします。なお、本決算につきましては、3 ページにございます通り、監査委員による監査を経て、内容は適正なものと認められております。

続きまして、4 ページ、令和 8 年度事業計画をご覧ください。2 つの事業を予定しております。

1 つ目は、例年の事業となりますが、公共交通利用促進パンフレットの作成です。市内の公共交通の運行経路やダイヤなどを記載したパンフレットを作成し、市内全世帯や各施設に配布・設置いたします。

2 つ目は、加賀市地域公共交通計画の策定です。現行の計画は、令和 8 年度末をもって計画期間が終了いたしますので、次期計画の策定作業を本年度中に行います。

続いて 5 ページをご覧ください。令和 8 年度の歳入歳出予算についてであります。令和 8 年度の予算総額は、歳入歳出ともに 1094 万 5000 円としております。

歳入につきましては、加賀市負担金が 261 万 8000 円。このうち、公共交通パンフレット作成分が 90 万円。地域公共交通計画策定分が 171 万 8000 円となっております。こちらは計画策定費 300 万円から、国庫補助金 128 万 2000 円を控除した額となります。パンフレット作成費として石川県補助金が 50 万円です。国補助金が 782 万 1000 円となっております。国補助金の内訳は、フィーダー系統補助金として、令和 7 年度と同額の 653 万 9000 円、公共交通計画策定に係る補助金である地域公共交通調査事業として、交付決定済みの 128 万 2000 円です。前年度繰越金は 6000 円で、歳入合計は 1094 万 5000 円となります。

なお、フィーダー系統補助金に関しては、例年 10 月ごろに補助金の算定基準が国から示されるため、現状では、昨年度同額としておりますが、変更となる場合もございます。その際は、予算の変更を改めて協議会においてお諮りする予定としております。

歳出につきましては、事業費として、公共交通パンフレット作成費 140 万円。加賀市地域公共交通計画策定費 300 万円、合計 440 万円を計上しております。

また、地域内フィーダー系統確保維持負担金として、市に対して支払う負担金が 653 万 9000 円。予備費として 6000 円を計上しており、歳出合計は 1094 万 5000 円となっております。

説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。

委員の皆様からご質問とかご意見ございませんでしょうか。

特にご意見等ないようですので議事 1、2 については、これで承認するというところでよろしいでしょうか。

賛成の方、挙手をお願いできればと思います。

賛成多数ということで承認ということにしたいと思います。次の議題に移りたいと思います。

次は議事 3 になります。「加賀市地域公共交通計画の認定申請について」まずは事務局からご説明のほうよろしくお願いします。

事務局

議事 3 についてご説明いたします。資料の 6 ページをご覧ください。

令和 9 年度、これは令和 8 年 10 月から令和 9 年 9 月までの 1 年間を指しますが、この期間において、国の補助金である、地域公共交通確保維持改善事業地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統を活用するため、対象路線の認定に向けた確保維持計画の認定申請についてお諮りし、ご協議いただくものでございます。

地域間幹線系統とは、複数の市町村を跨いで主要な拠点間を結ぶ地域交通の骨格となる路線であります。本市では、路線バス、温泉山中線がこれに該当します。

一方、地域内フィーダー系統とは幹線に接続し、市内各地域と幹線とをつなぐ支線的な路線のことです。いずれも国の補助金の対象となります。加賀市では、令和 6 年度から国の指針に基づきまして、地域公共交通計画本体と地域公共交通計画別紙に必要事項を記載する運用としております。

これら計画本体及び別紙については、地域公共交通活性化再生法に基づく協議会等において、毎年 6 月末までに協議を得た上で、国土交通省へ提出することが義務づけられております。

計画本体と別紙の関係は、図にありますように本体が方針を示し、別紙が具体的な数値や実施体制を示すという構成となっており、両者は内容の整合性を図る必要がございます。

本日ご協議いただく別冊資料は、この地域公共交通計画別紙に該当する詳細資料となります。

2 の計画の認定申請から補助金交付までのスケジュールは表の通りでございます。

補助金の仕組み上、計画認定と補助金の交付には時期のずれがあります。例えば、令和 8 年の 6 月に協議する計画は、令和 9 年度 これは令和 8 年 10 月から令和 9 年 9 月の計画ですが、その前の令和 8 年度事業の補助金交付申請は、令和 8 年 11 月に行われます。少しわかりにくい点でございますので、ご留意いただければと思います。

7 ページをご覧ください。本議事における協議事項は、表記の 4 点となります。

それぞれ別冊資料の該当ページに沿ってご説明をいたします。

それでは、別冊資料の 2 ページをご覧ください。

国の補助を受けるに当たりまして、来年度の 1 便当たりの目標乗車人数を次のように定めて地域公共交通の維持確保を目指します。

路線バス、温泉山中線、1 日 39 便運行、1 便当たり 12 人。

路線バス、温泉片山津線、1 日 10 便運行、1 便当たり 8 人。

路線バス、山代大聖寺線、1 日 6 便、1 便当たり 6 人。

路線バス、温泉大聖寺線、1 日 6 便運行、1 便当たり 5 人。

路線バス、吉崎線、1 日 6 便運行、1 便当たり 19 人。

キャンバス海まわり線、1日5便運行、1便当たり5人。

キャンバス小松空港線、1日5便運行、1便当たり8人。

乗合タクシー、のりあい号の1日全体で85人。

これらの目標数値は、令和8年度の乗降調査実績や令和7年度の乗車実績をもとに算出したものでございます。フィーダー系統を維持確保することにより、自動車を運転できない高校生や高齢者の移動手段を確保し、バス以外の移動手段がない地域でも、通学や通院などの日常生活が問題なく送れるようにすることを目指しております。

7ページ、表1をご覧ください。

地域内フィーダー系統について、運行を確保維持する系統の概要及び運送予定者を一覧でお示しております。北鉄加賀バス株式会社が、温泉片山津線、山代大聖寺線、温泉大聖寺線、吉崎線を日本海観光バス株式会社が、キャンバス海まわり線、キャンバス小松空港線を加賀第一交通株式会社がのりあい号をそれぞれ運行する予定です。

8ページ、表5をご覧ください。

地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要に関する資料となります。

令和2年度の国勢調査の計画結果をもとに、人口を記載してあります。令和7年度に実施した国勢調査の結果が出ますと、この資料に記載の人口数の変更となります。

9ページ、表1をご覧ください。

こちらは地域間幹線系統に係る内容を記載したものになります。

続いて10ページをご覧ください。

協議事項の2点目。

広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村の認定についてであります。

国の要綱上、地域間幹線系統が国庫補助の対象となるためには、その系統が次のいずれかに接続していることが、要件となっております。

1番目として、県庁所在地であること。

2番目として、国が指定する広域行政圏の中心市町村であること。県内では、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、羽咋市となっております。

3番目として、広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村として、協議会が認定した市町村であることでございます。

加賀市は、1番目と2番目には該当しませんので、3番目の要件に該当する必要があると、本市の状況を検証したところ、医療機関として、加賀市医療センターがあること、教育施設として、4つの高校があること、商業施設の集積度が県内平均以上であること。以上の3つの基本要件を満たしており、またIRいしかわ鉄道による他市町への接続拠点性も高いことから、本協議会として、広域行政圏の中心市町村に準ずる市町村として、認定していただきますよう、お諮りするものでございます。

なお、11ページには、県内各広域行政圏における同様の判定結果を参考として掲載しておりますので、併せてご確認いただければと存じます。

続きまして、13ページをご覧ください。

協議事項の3点目。

地域間幹線系統における生産性向上の取組についてでございます。

対象となる事業者は、北鉄加賀バス株式会社で系統は温泉山中A系統及び温泉山中H系統でございます。取り組み内容といたしましては、他公共交通機関と連携のとれた利便性の高いダイヤ設定及びダイヤ変更の周知。観光周遊企画乗車券への参画継続。路線沿線の小学生の通学定期券補助。モビリティマネジ

メントの実施、キャッシュレス決済の拡充の5点を予定しております。

これらの取り組みを実施することにより、収支率の対前年1%以上の増加を目標としております。

続いて14ページをご覧ください。

協議事項の4点目、包括的な合意についてであります。

国の地域公共交通確保維持改善実施要領に基づき、運行状況や外部環境の変化に応じた柔軟なダイヤ調整等を迅速に行うため、一定の条件を満たす軽微な変更につきましては、あらかじめ本協議会において包括的な合意をいただくことで、その都度の協議会開催をせずに手続きを行えるよう取り扱うものでございます。

本市において想定される軽微な変更の具体例としましては、キャンパス各路線について、小松空港のダイヤ改正、これは年2回程度行われますが、それに伴うキャンパス小松空港線の時刻表変更及びそれに連動して調整が必要となる他の系統海まわり線や山まわり線等の変更を想定しております。

実施要領における軽微な変更の基準につきましては、以下の4条件をいずれも満たす変更に限られます。なお、これらの基準に該当する変更を行った場合であっても、変更後は、協議会への速やかな情報共有を行うこととしております。

説明は以上でございます。

なお、国への提出後に、審査の過程で、修正の指摘を受けた場合の修正等の対応につきましては、事務局に一任することを含めまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

会長

ただいまのご説明につきまして、皆様からご質問とか、ご意見など、何かございますでしょうか。

委員

2ページの事業の目標のところにキャンパスの山まわり線がないんですけど、なぜですか。

事務局

山まわり線は、フィーダーの補助対象ではございませんので、記載していません。

委員

今ほど説明があったように、令和2年に法律が改正されまして、幹線の補助金であるとか、フィーダーの補助金を受けるためには、地域公共交通計画を作成して、そこに対象となる系統を位置づける必要があるということで、令和2年に法律が改正されて、その後経過措置の期間が設けられて、たしか令和7年度からは、ちゃんと地域公共交通計画との補助制度の連動化が図られてないと補助金がもらえないというようなそういう仕組みになってまして。毎年度、この地域公共交通計画の本体と資料の方にもあります地域公共交通計画の別紙という形を認定の申請ときに提出してもらって、それを認定計画として認定するというような仕組みになってます。

説明の中にありました別冊の方ですか。別冊の資料の方で、気になった部分がありまして、2ポツの(1)事業の目標のところにについてなんですけれども、こちらについて書かれてあるのは、補助対象系統の乗車人数っていうものが書かれてあると思うんですけれども、うろ覚えな記憶で申しわけないんですけれども、確か昨年度の計画のときには、確か収支のことと公的負担額のことを書かれてあったかと思えます。実際この項目については、補助金の交付要綱の方に何を書かなきゃいけませんよってということが、具体的に記載がありまして、それを確認すると。運行系統の利用者の数、がまず1つ。それから2つ目

に収支。最後 3 つ目に、費用に係る国または地方公共団体の支出の額、あとはその他定量的な目標。というものを書かなきゃいけないというふうに定められている。

おそらく去年も乗車人数だけでなく、収支であるとか公的負担額そういったところを記載あったかと思うんで、度確認していただいて、記載をお願いしたいなというふうに思います。

今年の 1 月に事業評価の書面表決が行われたかと思うんですけども、毎年この時期に 1 月ぐらいに協議会で自己評価していただいて、そのあと国の方で 2 次評価がなされるわけなんですけれども、2 次評価の結果については、協議会宛に結果を 3 月ぐらいにお送りしてまして、ここの目標に定めた人数、それから収支、それから負担額、そういったものについてはちゃんと分析を行って利用促進等の検討の際に利用していいと。そういうような評価が確か送られているかと思うので、目標の時点においても、今ほど申し上げた収支、抜けてる部分ですね、それから負担額、そういったものを記載いただくようにお願いしたい。

会長

事務局から何かご返答等がありますでしょうか。

事務局

ご指摘いただいた点、収支率であったり、公費負担額を追記して、国の方に提出させていただきたいと思います。

委員

別紙の 13 ページにあります観光周遊企画乗車券への参画継続とありますが、この ECO 乗りクーポン デジタル乗車券があるんですけども、こういったものですか？

委員

この ECO 乗りクーポンは加賀市観光交流機構の実施事業で加賀温泉郷の周遊性を高める商品として移動にかかるものと、あと施設展観、スイーツだったかな、その 3 つをツアーパックにして売ってる商品でございます。

会長

その他、ご意見ご質問はございますでしょうか。

事務局

事務局から 1 点。資料に誤植がありましたので、訂正させていただきたいと思います。

資料本編の 6 ページ。2 番の計画の認定申請から補助金交付までのスケジュールの下の表の 3 行目、令和 9 年度事業期間というところが、令和 8 年 9 月から令和 9 年 10 月ってなっていますが、正しくは令和 8 年 10 月から令和 9 年 9 月でございます。訂正させていただきます。

会長

これ以上、特にご意見、ご質問ないようですので、軽微な修正については、事務局において確認してください。議事 3 につきまして、別紙も含めて、承認ということでよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手をお願いできればと思います。

賛成多数ということで承認ということにさせていただきたいと思います。

次へ移りたいと思います。議事 4 「加賀市地域公共交通計画の変更について」事務局よりご説明のほどお願いいたします。

事務局

議事 4 につきましてご説明いたします。

本編資料の 8 ページをご覧ください。

議事 4 につきましても、議事 3 と同様に、国の補助金である地域公共交通確保維持改善事業を活用するにあたって必要な協議となります。議事 3 では、令和 9 年度事業に関して、ご承認をいただきましたが、議事 4 では、昨年度中にご承認いただいております、令和 8 年度事業の変更に関する審議となります。市では、乗合タクシーの利便性向上に向け、令和 7 年 6 月 26 日から令和 8 年 1 月 31 日までの期間において、定期券の実証運行を実施いたしました。

実証運行の結果を分析した結果、利用件数及び新規利用者数の増加という明確な成果を確認することができました。これは、定期券の導入により、乗合タクシーのサービス水準が向上し、市民の移動利便性が改善されたことを示すものと考えております。つきましては、この取り組みを、国の地域内フィーダー系統補助の新規認定に不可欠な新規性要件を満たすものととらえ、乗合タクシーを新たに同補助金の対象となる地域内フィーダー系統として位置づけることといたします。

フィーダー系統への位置付けに伴い、地域公共交通計画等において、その役割や今後の維持、確保策等について、必要な事項を追記、変更いたします。

具体的な変更内容は資料の 9 ページから 18 ページの黄色や赤字となっている部分でございます。関連する資料として、19 ページ、20 ページには、地域内フィーダー系統について、運行を確保維持する系統の概要及び運送予定者を一覧でお示ししております。

21 ページは、地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要となります。利便増進実施計画の認定に伴う変更となっております。

また、利便増進実施計画の認定にあたり、昨年に申請済みの令和 8 年度の地域内フィーダー系統補助金の、上限がかさ上げされますので、手続きの変更の手続きを行います。

説明は以上でございます。

なお、議事 3 と同様に、国への提出後に審査の過程で、修正の指摘を受けた場合の修正等の対応につきましても、事務局に一任とすることを含めまして、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

会長

ただ今の内容につきまして、委員の皆様のご意見、ご質問はございますでしょうか。

委員

今ほどご説明いただいた中で、参考までに聞きたいことなんですけども。資料の 13 ページですけども、この赤字の部分で、昨年度に顔認証アプリを活用した実証を行ったということで書かれてありまして昨年度の協議会でも、この話ありました。今こちら見るとですね運用ルールが複雑で高齢層の利用者にとってハードルが高かったこと、或いはシステムの認証制度が想定に達しなかったことなどから、実装フェーズへの移行を見送ることとしたというふうに書かれてありまして、こちらについては実装を見送ることにしたということなんですけども、これはもう完全に公共交通への顔認証のアプリの実装の目がもう完全になくなったっていう、そういう認識になるんでしょうか。参考までに聞かせてもらえ

たらな。

事務局

今のところを実装する予定はございません。

委員

運用ルールが複雑で高齢層の利用者にとってハードルが高かったっていうふうに記載があるんですけども、これっていうのは例えばどういう意味でこのハードルが高かったっていうことなんでしょうか。

事務局

昨年度、顔認証システムでの居住地確認にマイナンバーカードを活用しようとしたのですが、高齢者の方々の利用ハードルが予想以上に高いことが分かりました。普段使い慣れていないため、「4桁の暗証番号を覚えていない」「記録した紙をなくした」といった方が非常に多く、システムへの初期登録さえスムーズに進まない状態でした。このように、前提となる設定段階でつまづくケースが多発したため、現時点での実装は難しいと判断しました。以上でございます。

委員

もう1点。このシステムの認証精度が想定に達してなかったっていうことも書かれてあるんですけども、これはやっぱりシステムが思っていたような精度、レベルに達しなかったということなんでしょうか。

事務局

この顔認証システムは市内の屋内遊戯施設での入場確認でも利用しているものです。今回、乗合タクシーの車内という「半屋外」の環境へ展開したところ、日差しや天候の影響を大きく受けることが分かりました。その結果、屋内での使用時と比べて認証精度が低下し、想定していた水準に達しないという結果に至りました。以上でございます。

会長

その他、ございませんでしょうか。

それでは、ただいまの議事4「加賀市地域公共交通計画の変更について」、承認ということでよろしかったでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。

賛成多数ということで承認ということにいたします。

次に移ります。議事5「加賀市生活交通改善事業計画の策定について」まずは事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議事5についてご説明いたします。

本編資料の22ページをご覧ください。

本計画は、地域のニーズに応じた公共交通のバリアフリー化を推進するため、地域の協議会が必要に応じて定めるものでございます。この計画の策定により、対象となる設備等の整備については、国の支援を受けることが可能となります。今回は、市内の事業者等から高齢者、障害のある方をはじめとする

多様な市民の移動手段を確保するため、福祉車両を導入するにあたり、国の補助金を活用したいとの要望をいただきました。つきましては、事業者が円滑に車両整備を進められるよう、新たに生活交通改善事業計画を策定することについて、本協議会にお諮りするものでございます。

資料 23 ページに記載の通り、整備事業の目的、必要性としましては、高齢化が進む中ドアツードアの運送が可能な福祉タクシー車両を増加させることで、身体的自由が利きにくい方であっても、出かけやすい環境を整備することを目指しております。

具体的な事業内容としては、4 番（1）に記載の 3 事業者による車両導入を予定しております。各事業者における身体知的精神の 3 区分の運賃割引率は、いずれも 1 割となっております。令和 8 年度の費用負担や車両の導入スケジュールにつきましては、資料 24 ページ、25 ページに記載の通りでございます。説明は以上でございます。

会長

ただいまのご説明につきましてご質問、ご意見などございますでしょうか。

委員

今ほどご説明いただいた中で、資料の 23 ページなんですけれども、事業の目標ということで福祉タクシー車両を増加。具体的には 11 台から 17 台に増加させるというようなことが書かれてありますけれども、実際ユニバーサルデザインタクシー、それから福祉タクシーというのは、実際足りてないというようなそういうような現状があるということでしょうか。十分にまだ足りてないという、そういう理解でよろしいです。

事務局

そのご認識でよろしいかと思えます。

委員

実際、例えばユニバーサルデザインタクシーだとか福祉タクシーを導入することによって、例えばそのなんか利用者の声みたいなものっていうのは、何か具体的に把握とかっていうのはされたりするんですか。導入して、今までなかなか 1 人で外出できなかったけれども、外出できるように、外出の機会が増えたとかそういうような声も実際はあるんでしょうか。

委員

細かいデータは、今ちょっと出せるわけではないんですけど、日頃実務を見てる中でですね、車椅子の車両ごとお乗せして買い物、病院行くっていう依頼のお仕事はここ数年にかけて日に日に増えてきてるっていうイメージはあります。よって、そう言ったことを踏まえて、UD タクシー、車椅子ごと乗れるスロープ付きのタクシーっていうのを、年に数台ずつでも導入して、加賀市、特に高齢者の方が多い地域でするので、そういった車両を随時用意して、そういった方も外に出れるような生活にするためにも車両をふやしてはいます。なので、今言った中身ですね、そういった方、市民の方が増えているのは間違いないと思っております。以上です。

委員

実際のそういう声があるということで、今の貴重な話を聞かせてもらいましてありがとうございました。

会長

そのほかご意見等ございますか。

委員

全自交石川ハイタク連合会の藤田です。全自交の方で、その UD タクシーに関して、やはり県、市町村、そういったところに、現状もその UD カーに対しては補助金、あと消費税等に関して、いろんな対応はしていただいているんですけども、また各自治体の方でも、ぜひお願いをしたいということで、要請行動は行っております。ですので、ぜひ加賀市におかれまして、そのような形で、さらなる助成を出していただくというような形は非常にいいかと思っておりますので、それはぜひ進めていただけたらと思うんです。特定の事業所というよりはこれはもうタクシー全般に関してぜひ私どもはお願いしたいなというふうに思っております。いいのですが、先ほど比率的なもの、実態的なものを少しお話しされたかと思えます。実態でいうと石川県で、まだ UD タクシーは 2 割にも多分満たないぐらいしか走っておりません。2020 年に東京オリンピックに向けて、東京が 5 割を UD 化したいというような形で進めていた結果、東京オリンピックが頓挫してなかなか進まなくなったという経緯があります。5 割というのは確かに高い数値かと思えますけども、やはり 2 割から 3 割っていうところはぜひ目指していただきたい UD の台数というふうに思っております。ですので、実際加賀地区においてはなかなかそこまでの比率になってはいないだろうというのが 1 つ。現行の UD 車両に関しては非常に車両の車種が限定されておまして、準 1 にそのあたりの補助金の振り分けで、異なっておるんですけども、その辺りに対しても、さらなる簡単な と言ったら変なんですけども、もっとこうお客様をお載せしやすい状況の UD をメーカーの方としても進めてもらいたいというようなことで、全自交全体としても動きはかけております。ですので、ぜひまた加賀市でもそのあたりは進めていただけたらなというふうに思っておりますので、できれば、タクシー事業者全般に対してのものもご検討いただけたらというふうに思っております。以上です。

会長

その他、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

特にないようでございますので、ただいまの議事 5「加賀市生活交通改善事業計画の策定について」は、承認ということでよろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

賛成多数で、議事 5 については承認するということにしたいと思います。

最後の議事です。議事 6「キャンバスの料金体系の追加について」事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

議事 6 についてご説明いたします。

資料の 26 ページをご覧ください。

キャンバスにおきまして、民間事業者が提供するスマートフォンの乗り換え検索アプリや JR 西日本の旅行アプリ等の中で、いつでもどこでも切符が買えるデジタルチケットを新たに導入するものでございます。乗り換え検索アプリとの連携により、利用者が、経路検索を行った際、画面上に表示されるチケットバナーから直接購入画面へ遷移することが可能となり、観光客を初めとする利用者の利便性向上が図られます。また、デジタルチケットの導入に伴い、購入者の利用経路や発着地を把握できる OD データ

の取得が可能となることにより、今後の路線再編やダイヤ改正における客観的な基礎データとして有効に活用できるものと見込んでおります。チケットの具体的な金額及び種類につきましては、運賃協議分科会においてお諮りし、決定するものといたします。

なお、今回導入を予定しておりますデジタルチケットは、現行ですでに販売しております、キャンバス1日乗車券1300円と同額での、設定を想定しております。

なお、こうしたデジタルチケットのサービス提供事業者は複数存在するため、今後同様の仕組みを横展開して、他社アプリを導入する場合につきましては、その都度、この会議にお諮りすることはせず、運行事業者の判断において、スピーディーに導入できるよう、包括的な取り扱いとさせていただきたいと存じます。説明は以上でございます。

会長

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問などございますでしょうか。

委員

予約する際に発着地とかの情報を採取するという話があったんですが、当機構としてもそういったデータは、もしいただけるものなら、将来的にいただきたいなというふうな希望がございます。これはあくまでもお願いということでご検討いただければと。

事務局

キャンバスに関しましては、海まわり、山まわりということで、この観光周遊バスというような側面がございますので、観光交流機構さんとも連携しながら、観光周遊につなげていきたいと思えます。

会長

そのほか、ご意見等ございますか。

委員

デジタルチケットを新たに導入するということで、ここにも書いてあるんですけども、観光客をはじめとする利用者の利便性向上を目的にしたものと、そういう認識でいますけれども、こちら何か導入する、その経緯みたいなもの、そういうものは、どういった経緯でこれを導入しようと、いうところがあったんでしょうか。

委員

こちらに関しましては、現状、対面でバス車内または駅等にありますが販売経路のみとなっております。利用者が現地に来たらという形にどうしてもなってしまいます。そこで、現地にこられる前に購入可能とするために導入するものでございます。以上です。

委員

デジタル乗車券につきまして、先ほども1回資料の中で出てきたと思いますが、加賀市の中ではキャンバス以外のデジタル乗車券の状況はどうなっていますか。

事務局

まず北鉄加賀バスさんに関しましては、デジタルっていうチケットというところは導入されていないのかなというふうに理解しております。もう1つ乗合タクシーに関しましては、アプリケーションの方からチケットの購入ができるように今準備を進めているというところでございます。

ライドシェアやタクシーに関しましては、専用のアプリケーションございますので、デジタルチケットというか、システム上で料金支払いができるような形になるかなというふうに思ってます。

委員

今回のキャンバスにつきましてはこのキャンバスの1日乗車券がデジタルチケットで買えるというふうに思ったんですけども、これでもODは取れるのでしょうか。

1日乗車券なんで、表示されるものを見せるだけかなと思っているのですが、どのような仕組みですか？

委員

これが各アプリによって違うんですけども、利用にあたって規約へ同意することで、その利用開始時点のデータが取れます。購入してから、その動線っていうのはアプリ起動させてる間のデータっていうのは取得されるので、こういう動線で動いてますよっていうのはODデータとして残る。またアプリによってはその購入した地点、例えば東京で先に関われば、東京で購入したとかそういうデータも出てきます。補足なんですけれども、順番的にキャンバスを買おうっていう動線も当然あるんですが、加賀市のここへ行きたいっていうときに、そのサービスとしてこういうキャンバスっていうのが動線としてできますよっていう周知の仕方になります。キャンバスでもアプリの案内をするんですけども、キャンバスがまずありきで、アプリが動いてないっていうところで、販売の窓口はかなり広いかなということでございます。

会長

その他、なにかございますか。

委員

デジタルチケットの導入、これはいつから開始の予定ですか。

委員

8月1日を予定しております。

会長

特にそれ以上のところにご質問なければ、議事6「キャンパスの料金体系について」、承認ということでよろしいでしょうか。

賛成の方は、挙手をお願いできればと思います。

賛成多数で承認することといたします。

そうしましたら、本日の議案につきましては、以上になります。

次、報告ということになりますが、事務局から何かございますでしょうか。

事務局

来月 7 月 1 日から、乗合タクシーの定期券が運行開始となります。本日先行販売というような形で、定期券の販売を開始しておりますので、この場をお借りしてご報告させていただきたいというふうに、思います。乗合タクシーのアプリケーション上で、定期券を購入できたりとか、あとは回数券を購入できたり、というようなサービスも、今現在構築中でございまして、予定としましては 7 月 1 日から運用開始を予定しています。以上でございます。

会長

その他ご報告なり、ご質問、ご意見などございますでしょう。

そうしましたら、特にないということのようですので以上でこの議事報告を終了したいと思います。

進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。

そうしましたら、進行の方を事務局にお戻しします。

事務局

中山会長ありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましても、大変長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。これをもちまして本日の令和 8 年度第 2 回加賀市地域公共交通会議及び第 2 回加賀市地域公共交通活性化・再生協議会を終了いたします。

なお、引き続き、こちらの会場におきまして、加賀市地域公共交通会議運賃協議分科会を開催いたします。

つきましては、永田委員、小林委員、吉村委員、西出委員、中屋委員。以上 5 名の方につきましては会議へのご出席のほどよろしくお願いします。会場の準備が整い次第、速やかに開始いたします。

その他委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。